

第 11 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和6年（2024年）11月11日  
水上村農業委員会

## 第11回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）11月11日第11回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（10名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

席番号	氏名
2	松田一洋
7	山本広樹

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年11月11日  
場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。  
松田委員と山本委員より欠席届が出ておりますのでご報告します。

議事録署名委員を指名します。

4番内田委員、5番尾前委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。  
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について  
を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字綱尾にある農地2筆となります。

地目は台帳は田。現況についても地目は田ですが、現在は休耕しています。面積は合計1,196m<sup>2</sup>です。

場所につきましては3ページをご覧ください。

北目公民館の北側に位置します。

また、4-5ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。現地写真のとおり、現在は耕作をしていません。

譲受人に確認したところ、農地として利用すると申し立てており、作付（予定）作物は、水稻、大豆、イモ類、トマトです。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、  
2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3号の信託の引き受けによる取得

4号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内

容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合、のいずれにも該当しないと思われます。

議長 この件については、2番松田委員と11番五家推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、五家委員、報告をお願いします。

五家委員 11月6日、松田委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、北目公民館の北側にある農地です。現在は休耕地となっておりますが、所有権移転後は農地として再度利用されるところで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第31号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するため  
にここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 内田真治

署名委員 尾前重徳

議長 では、次に相談案件を1件お伝えします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局 説明します。6ページをご覧ください。  
相談者は、資料のとおりです。  
該当の農地は、岩野字上園にある農地1筆で、地目は田、現在は耕作されていません。面積は、510 m<sup>2</sup>です。土地の所有者は資料をご覧ください。  
場所につきましては、7ページをご確認ください。覚井公民館の北側に位置します。  
現地の写真も8ページに載せております。  
相談内容は、現在は草刈りをしてはいるものの、作付けをする予定はないとのことで、13万円前後で購入してくれる買い手を探しています。農業委員会の活動を通して、ご協力を  
お願いします。

議長 事務局からありましたとおり、村内の農地の利用促進のため、各農業委員の皆様には、ご協力をお願いします。

では、農業委員会報告第8号、農地の賃貸借における賃借料情報について事務局より説明をお願いします。

事務局 本来なら例年1月ごろにご報告すべきところ、報告が遅くなり申し訳ありませんでした。

今年はすでに残り2か月を切り、来年1月には令和6年分の賃借料をご報告することになりますが、今後の農業委員会活動で農地の賃借料の相談がありましたら、参考にお願いします。

9ページをご覧ください。

こちらに、昨年令和5年1月から12月までに締結された、農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を載せております。親族間での賃借等で賃借料がゼロ円のものは除外しております。

最高及び最低金額の幅は差がありますが、こちらは当事者同士の取り決めとなるため致し方ない部分もあるかと思われます。

また、注釈にあるように物納の場合は米30kgに対し7,000円で換算しておりますが、前年比等の計算の都合上例年と同額にしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

提案した議案は以上のとおりでありますので、第11回農業委員会総会を閉会します。

( 13時43分 )